

現行「仙台市障害者保健福祉計画」及び「仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）」の施策の評価、課題、新たな視点について

現行計画 施策体系	現行計画期間（平成30年度～令和5年度）の評価・進捗等		仙台市障害者等保健福祉基礎調査（アンケート・ヒアリング）で得られた視点 障害者施策推進協議会委員意見	厚生労働省改正基本指針、近年の法改正等※	抽出された課題・新たな視点		
	主な事業	施策に関する主な評価					
（1）共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	①理解促進・差別解消	○障害理解サポーター事業 ○市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業 ○学生向け障害理解ワークショップ「ココロ・スクール」	・障害を理由とする差別に関する相談への対応や、仙台市役所における合理的配慮の提供体制の整備を進めた。 ・コロナ禍を踏まえたオンライン研修の実施、若年層を対象としたWeb広告の実施、児童館等に通う児童を対象にした手話ワークショップなど、新たな手法や広報媒体を取り入れ、市民や事業者等への障害理解を進めることができた。	■アンケート調査結果 ・市民の65.2%が、障害のある方に対する理解を深めるための取組みとして「子どもの時から障害のある方とふれあう機会を増やす」と回答している。 ・障害者差別解消法を「知っている」と回答した方は回答者全体の24.2%、仙台市の条例を「知っている」と回答した方は回答者全体の16.5%であった。 ■ヒアリング調査結果 ・近所から「言う事を聞かないと支援学級に入れるよ」と子どもを叱る声が聞こえてきたことがあり、親世代の障害理解が足りないと感じた。	【第5次障害者基本計画】 ・障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見 【改正 障害（児）福祉計画に係る基本指針】 ○障害者等に対する虐待の防止 ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設	◎若年層から継続した障害理解啓発事業の実施 ◎事業者並びに市民に対する法・条例の内容の更なる周知（法・条例改正により合理的配慮の提供が法的義務となる民間事業者に対する周知や研修受講に繋がる動きかけ）	
	②虐待防止・成年後見制度等	○障害者虐待防止体制の整備 ○成年後見制度の利用支援 ○日常生活自立支援（市区権利擁護センター、成年後見総合センター）	・虐待相談は障害者虐待相談ダイヤル（24時間毎日受付）を通じたものも多く、早期発見に効果的な事業と考えられる。 ・成年後見サポート推進協議会の会議の持ち方の見直しによる意見交換の活性化、権利擁護チーム支援会議の実施による個別支援の強化を推進している。また令和5年度は成年後見制度等の推進に係る中核機関を設置し、権利擁護制度の広報の充実や専門職との連携した相談会を行う。	■アンケート調査結果 ・知的障害、障害児の家族、発達障害（児）者の家族において、半数以上の方が障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがあると回答した。 ■ヒアリング調査結果 ・虐待に至る職員の意識、権利侵害がどのようなものか踏まえ、権利擁護を意識した基礎的な考え方を身に付けて支援に当たることが大切。 ■協議会委員意見 ・研修についても、施設従事者による虐待が確認されたものについては、個別研修や指導、事業所全体での従事者の研修を行うなど、具体的な対応が必要。	【法・制度等】 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（令和4年度改正、令和6年度施行【一部令和5年度施行】） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年度改正、令和6年度施行）	◎障害者虐待防止の更なる推進（権利擁護を意識した基礎的な考え方を身に付ける研修の実施や事業所への周知・指導の徹底等）	
（2）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	①早期発見・早期支援	○発達評価体制強化事業 ○発達障害に関する専門性の確保と地域医療とのネットワークづくり ○発達相談総合情報提供	・発達評価体制強化事業については、障害を早期に発見し早期支援に結びつけるため、平成30年度にアーチルに配置する発達障害専門医の数を増やしたことで、相談件数増となり評価機能の強化につながった。	■アンケート調査結果 ・障害児の家族において、障害の診断を受けた際にあると良いと思った支援として「療育・訓練機関についての説明」を選択した方が最も多く、回答割合は70.7%であった。 ■協議会委員意見 ・厚生労働省の新たな基本指針では、難聴者・聴覚障害者の早期発見・早期教育の充実が明記されているが、視覚障害者もそのような文言を入れていただきたい。			
	②保育・療育	○児童発達支援センターにおける支援の拡充 ○子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化 ○幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化	・児童発達支援センターにおける支援については、アーチルと地域相談員で連携が強化された。 ・個別ケースの支援だけでなく、施設支援や連携のあり方の模索を目的とした戦略的な訪問支援を行った。	■ヒアリング調査結果 ・発達特性に合わせた支援や要支援度が高い児童をどこが支えるか、仙台市での就学前療育システムの明確化・具体化があると良い。 ■協議会委員意見 ・切れ目のない支援の充実については、新たな課題に行政の縦割りをなくした、共に活動するプロジェクトの様な活動の提案がほしい。	【第5次障害者基本計画】 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承 【改正 障害（児）福祉計画に係る基本指針】 ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・インクルージョンの推進 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進 ・医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児の早期支援の推進の拡充	◎地域相談員の支援力向上 ◎児童発達支援センターによる地域支援機関との連携の推進 ◎幼稚園・保育所・学校への訪問支援による連携の強化（インクルージョンのさらなる推進）（再掲）	
	③教育・発達支援	○子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化（再掲） ○幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化（再掲） ○発達障害児等の教育推進	・発達障害児等の教育推進については、各学校からの要請に基づき、専門家チームによる検討会及び巡回相談を実施し校内における支援体制の改善や、関係機関との連携につながっている。	■協議会委員意見 ・切れ目のない支援の充実については、新たな課題に行政の縦割りをなくした、共に活動するプロジェクトの様な活動の提案がほしい。（再掲）		◎幼稚園・保育所・学校への訪問支援による連携の強化（インクルージョンのさらなる推進）（再掲） ◎在籍先での支援を支えるアーチルによる支援の充実	
	④放課後支援	○放課後等デイサービスによる支援 ○重症心身障害者・医療的ケア児者支援体制整備 ○児童館等における要支援児の受け入れ	・放課後等デイサービス事業所数の増加により障害のある児童の活動の場の拡充につながった。 ・重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所が令和4年度末時点ですべての区に整備された。 ・要支援児を一定数以上受け入れている児童館に対する加配職員配置のための必要経費の加算、及び有識者による巡回指導を定期的に実施するとともに、要支援児対応の窓口となる児童館特別支援コーディネーターの養成研修を継続して実施してきたことにより、令和4年度末までに全児童館へコーディネーター1名を配置することができた。	■アンケート調査結果 ・障害児の家族において、今後利用したい福祉サービスに「児童発達支援、放課後等デイサービス等」を選択した方が最も多く、回答割合は46.5%であった。 ■協議会委員意見 ・「児童館の要支援児の支援の充実が図られた」という評価について、その結果要支援児がどのようなのかなど、アウトカム評価の観点から実際に児童の変化や現場での実情の把握ができるとよい。 ■ヒアリング調査結果 ・看護師等専門職の重症心身障害児者や医療的ケア児者対応の経験の少なさが、職員確保の課題となっているように感じる。	○発達障害者等支援の一層の充実 ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 【法・制度等】 ・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年度改正、令和6年度施行【一部は公布後3年以内等に施行】） ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年度制定）	◎放課後等デイサービスや児童館等における医療的ケア児の受入体制の拡充	
	⑤家族支援	○重症心身障害者・医療的ケア児者支援体制整備（再掲） ○障害のある方の家族支援等の推進 ○発達障害児の家族支援体制の整備・充実	・障害のある方の家族支援等の推進については、新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響も考慮のうえ、引き続き実態把握を進めていく必要がある。 ・発達障害児の家族支援体制の整備・充実については、ペアレントプログラムの導入等により、支援メニューの拡充につながった。	■アンケート調査結果 ・障害児の家族において、障害の診断を受けた際にあると良いと思った支援として「療育・訓練機関についての説明」を選択した方が最も多く、回答割合は70.7%であった。（再掲） ■ヒアリング調査結果 ・預かり時間や付き添いの関係で障害児の親の就労のハードルが高いと感じている。		◎子供の良いところを認めて対応する「ペアレントプログラム」のより一層の普及 ◎家族教室や「初期支援プログラム」による保護者支援メニューの充実	
（3）地域での安定した生活を支援する体制の充実	①相談支援	○地域生活支援拠点事業 ○基幹相談支援センター設置 ○精神障害者家族支援事業	・基幹相談支援センターについて、将来的な委託や地域の相談支援に係る人材育成等を目的にセミナーを開催し参加者の8～9割から「有意義」との回答があり、人材育成に繋がった。	■アンケート調査結果 ・困ったときの相談先について、3～15%の方が「相談したいが相談先がない」と回答した。 ■ヒアリング調査結果 ・基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携や協働が難しいと感じている。	【改正 障害（児）福祉計画に係る基本指針】 ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し	◎基幹相談支援センターや相談支援事業所を中心としたネットワーク形成と役割分担のあり方 ◎地域の支援機関への理解促進 ◎精神障害者家族支援事業において、安定的な事業の継続に向けた、家族スタッフとなる人材の確保	
	②生活支援	○医療型短期入所連携強化 ○重症心身障害児者に対する入浴事業 ○多様な障害特性に応じた機能訓練や生活訓練などのきめ細やかな支援の実施	・重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業について、相談件数、参加事業所数、研修回数が増加する等、重症心身障害児者への理解促進及び受け入れ支援技術の向上等に一定の効果が得られている。 ・視覚障害のある方向けの障害者福祉センターの自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業の利用が低調であった。	■ヒアリング調査結果 ・県内の受け入れ病床数が少なく待機者も多いため、単独型で感染症にも対応し得る医療型短期入所施設を整備することが必要。 ・高次脳機能障害支援について、身体障害があつたり医療的ケアがある方は、送迎やケアに対応できる事業所が少なく、自立訓練終了後の移行先の調整に苦労している。	○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 ○地域における相談支援体制の充実強化 ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 ・市町村内より細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進	◎医療型短期入所事業所等の利用促進につながるような事業所間連携の強化 ◎重症心身障害児者に対する入浴事業における送迎の在り方 ◎視覚障害者、高次脳機能障害者の心身機能又は社会生活力の向上を目的とした障害者福祉センターの自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業の推進 ◎視覚障害者支援センター（ICTサポートセンター）におけるICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上	
	③居住支援	○障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援 ○障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進 ○医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助	・強度行動障害支援者養成研修費補助金について、グループホーム、生活介護、短期入所事業所を対象に、既存の研修受講料の補助に加えて代替職員の人員費相当分の補助を新たに実施し、支援に従事する職員の確保及び育成を促進した。 ・新たにグループホームが強度行動障害者の行動特性に応じた改修・修繕を行う場合に、費用の一部を補助する制度として、仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金を創設し、2件の交付実績があった。	■アンケート調査結果 ・知的障害のある方のご家族および発達障害のある方のご家族の半数以上が「グループホームなどの住まいの場の充実」を希望している。 ■ヒアリング調査結果 ・重度障害者の受け入れが可能なグループホームの事業を拡大するためには、初期費用が掛かる。運営側に対しての助成金や資金調達しやすい対策等への支援が必要。	○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ・精神福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援メニューの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 【法・制度等】 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年制定） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律<グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進、地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備等>（令和4年度改正、令和6年度施行【一部は公布後3年以内に施行】） ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律<医療保護入院の見直し、「入院者訪問支援事業（仮称）」の創設等>（令和4年度改正、令和6年度施行【一部は令和5年度施行】）	◎重症心身障害者、医療的ケア者、強度行動障害者等の重度障害者の住まいの場の確保 ◎仙台市グループホーム連絡会との連携による整備促進及び支援の質の向上	
	④地域移行・地域定着支援	○精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援	・ピアスタッフの普及啓発活動や個別支援の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院への訪問等が制限され、低調であった。 ・精神保健福祉審議会については、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け審議を進めているが予定よりも検討に遅れが生じている。	■アンケート調査結果 ・精神障害者（入院）本人のうち、退院したいと回答した割合は73.5%だったが、そのうち、61.3%が「条件が揃っておらず、退院する具体的な予定がない」と回答している。 ■ヒアリング調査結果 ・地域移行の中心となる相談支援事業所が手一杯となっており、支援を断られることが増えている。		◎障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ・精神福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援メニューの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 【法・制度等】 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年制定） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律<グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進、地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備等>（令和4年度改正、令和6年度施行【一部は公布後3年以内に施行】） ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律<医療保護入院の見直し、「入院者訪問支援事業（仮称）」の創設等>（令和4年度改正、令和6年度施行【一部は令和5年度施行】）	◎障害特性や様々なニーズに対応できる多様な住居資源の確保や居住支援サービスの提供体制整備のあり方 ◎地域において支援に携わる職員の支援力向上に向けた取組のあり方 ◎仲間同士の連帯を強め孤立を予防するピアサポート体制整備のあり方
	⑤保健・医療・福祉連携	○重症心身障害者・医療的ケア児者支援体制整備（再掲） ○高次脳機能障害のある方への支援 ○ひきこもり者地域支援事業	・ひきこもり者に対する支援については、ひきこもり地域支援センターのほか、はあとと仙台やアーチル、児童相談所などの相談専門機関を加えた事例検討の場としてひきこもり支援連絡協議会を位置づけ、市全体の支援能力の向上と継続支援のためのサポート体制を整えることができた。	■アンケート調査結果 ・障害者の家族において、将来のことで不安に感じていることに「一緒に生活する家族などの高齢化や親なき後の生活」を選択した方が最も多かった。 ■ヒアリング調査結果 ・高次脳機能障害の支援経験のある障害福祉サービス事業所が少なく受け入れを断られてしまう。	・難病の患者に対する医療等に関する法律<難病患者等の療養生活支援の強化等>（令和4年度改正、令和6年度施行【一部は令和5年度施行】）	◎高次脳機能障害関連機関における連携強化 ◎ひきこもり者に適切な支援を提供するための、実態や支援ニーズの把握 ◎ひきこもり者や障害者の親なきあとの生活を見据えた支援の充実	
	⑥給付・手当等	○心身障害者医療費の助成 ○特別児童扶養手当の支給	・申請に基づき、法令等に則って適切に支給を行うことができた。	-		◎受給者数増加に伴う心身障害者医療費助成の処理・手続き量の増加	

現行「仙台市障害者保健福祉計画」及び「仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）」の施策の評価、課題、新たな視点について

現行計画 施策体系	現行計画期間（平成30年度～令和5年度）の評価・進捗等		仙台市障害者等保健福祉基礎調査（アンケート・ヒアリング）で得られた視点 障害者施策推進協議会委員意見	厚生労働省改正基本指針、近年の法改正等※	抽出された課題・新たな視点	
	主な事業	施策に関する主な評価				
（4）生きがいにつ ながる就労と社会参 加の充実	①一般就労・福祉 的就労	○一般就労への移行促進 ○福祉的就労の充実 ○障害者就労への理解促進	・施設等自主製品の販売については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止となったが、新たにラフォーガーデン長町において販売会を開催する等販路拡大に寄与した。 ・障害者就労支援センターにおいての支援や、障害者施策に尽力する企業の表彰及び広報等を通して、福祉施設からの一般就労への移行者数の増加や、更なる障害者雇用促進の醸成を図ることができた。	■アンケート調査結果 ・知的障害および発達障害において、就労していない理由として「障害にあった仕事がない」と回答した方が最も多かった。 ■ヒアリング調査結果 ・企業としては手帳未所持の受け入れに消極的。 ■協議会委員意見 ・重度障害者等就労支援特別事業について、対応できるヘルパーや事業者がなく、実行されていないと聞いている。計画の中でも、推進していくことを明記していただきたい。	【改正 障害（児）福祉計画に係る基本指針】 ○福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追加	◎各事業所における一般就労者の割合や一定期間内の就労定着に向けた、支援スキルの更なる向上、地域の就労支援ネットワークの強化（協議会等の設置による推進） ◎福祉的就労利用者の工賃向上のための販路拡大等の支援 ◎一般就労中の者における就労系障害福祉サービス利用拡大や、就労選択支援の創設を踏まえた、各障害者の希望や能力に沿ったより適切なサービスの展開 ◎法改正による障害者雇用率の段階的引き上げ、算定対象障害者の拡大や除外引き下げ等による、障害者雇用経験の無い企業等に対する働きかけや職場開拓
	②日中活動	○障害者福祉センター運営管理	・高次脳機能障害、発達障害への対応や、重症心身障害、医療的ケア対応を強化し、利用対象を拡大し、多様なニーズに対応することができた。	-	○障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設	◎重症心身障害児者、医療的ケア児者及び発達障害がある方への受入れ体制の強化
	③スポーツ・レク リエーション・芸 術文化	○2020東京パラリンピックに向けた選り手発掘・育成関連事業 ○各種レクリエーション活動の推進 ○文化・芸術活動の振興	・パラリンピック競技の教室を行うほか、講演会には東京パラリンピックメダリストなどをお招きし、バラスポーツへの関心の継続に寄与した。 ・障害者による書道・写真・絵画コンテストの開催等、障害のある方の文化・芸術活動の普及・啓発に寄与した。	■アンケート調査結果 ・障害当事者および障害者の家族の25～45%が「文化芸術の鑑賞をしたい」と回答した。 ■ヒアリング調査結果 ・東京パラリンピックの開催によって、競技に対する認知度は確実に上がったように思うが、理解促進につなげる必要がある。	○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年度制定） ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和4年度改正、令和6年度施行〔一部は公布後3年以内等に施行〕） ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年度制定） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律<就労選択支援の創設等>（令和4年度改正、令和6年度施行〔一部は公布後3年以内に施行〕）	◎障害者スポーツへの関心を継続させる取組の検討 ◎障害者スポーツに継続して参加できる環境の整備 ◎障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞し参加できる機会の創出、及び環境の整備
	④当事者活動	○精神障害者ピアカウンセリング事業 ○セルフヘルプグループの育成支援 ○知的障害のある方の本人活動の支援 ○精神障害のある方の障害者ボランティア活動の支援	・精神障害者ピアカウンセリング事業については、「当事者同士の交流機会が他に少なく貴重な機会になった」といった声もあり、需要はあるものと考えられる。今後より多くの方に参加してもらえるよう周知の方法について検討が必要。	-		◎精神障害者ピアカウンセリング事業における、当事者団体に係る情報発信のあり方、新たな当事者団体及びメンバーの発掘・育成
	⑤移動・外出支援	○障害のある方への交通費等の助成 ○外出支援等のサービス提供 ○ガイドヘルパーの派遣	・障害特性に応じた外出支援を安定して実施できているが、特に同行支援、行動支援については、事業所、ヘルパー確保に向けたさらなる検討が課題となっている。	■アンケート調査結果 ・発達障害以外の障害種別において、7～18%の方が「ほとんど外出していない」と回答した。 ■ヒアリング調査結果 ・ヘルパー不足が深刻な課題であるため、資格取得のための研修受講費用を安く・もしくは無料にしてほしい。		◎同行支援及び行動支援について、サービスを提供する事業所及びヘルパーの確保
	⑥意思疎通支援	○点字・声の広報発行 ○障害のある方のコミュニケーションの支援	・点字や墨字、デジ版、カセットテープ版など、個々のニーズに沿った形で情報提供を行っていくとともに、より広くサービスを周知し、障害のある方の情報保障を図った。 ・受講者と障害者や現役通訳者との交流の機会を設け、手話専任員の技術や活動意欲の向上を図った。	■ヒアリング調査結果 ・同行支援を使いたいと思っているが、手話ができる同行支援者がいないため利用していない。		◎意思疎通支援者の着実な養成
（5）安心して暮ら せる生活環境の整備	①バリアフリー・ ユニバーサルデザ イン	○ひとにやさしいまちづくりの推進 ○バス及び地下鉄のバリアフリー化の推進	・仙台市ひとにやさしいまちづくり条例や、仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき「誰もが利用しやすい、安全で安心なバリアフリー空間の整備」に向けて、着実に推進している。	■アンケート調査結果 ・障害当事者および障害者の家族の15～35%が、外出に必要な支援として「公共交通機関が充実していること」と回答した。 ■ヒアリング調査結果 ・バリアフリーが進んでいるような風潮はあるが、障害者が自由に宿泊し遊べるような施設は限られており、障害者の選択肢は制限されている。	◎バス及び地下鉄のバリアフリー化の推進について、設備整備に向けた関係機関との調整	
	②サービス提供体 制の基盤整備	○（仮称）青葉障害者福祉センターの整備 ○生活介護事業所の整備 ○指導監督の推進	・（仮称）青葉障害者福祉センターの整備については、旭ヶ丘地域との合意形成を図りながら、設計に向けた準備作業を着実に進め基本設計に着手することができた。 ・生活介護事業所の整備・老朽化施設の建て替え等については、予定通り事業を進めることができた。 ・苦情・通報の多い事業所等について指導監督を行い適正な事業所運営に向けて改善を促すことができた。不正請求の疑いがあった事業所については機動的に訪問・調査を実施した。集団指導については参加人数や場所等の制約の少ないオンライン形式で実施し、令和4年度実地指導の主な指摘事項、障害者虐待防止、バス送迎にあたっての安全管理徹底等について周知を行った。	■ヒアリング調査結果 ・老朽化に伴い、支援に支障が生じている。また、利用者からも建て替えや修繕を望む声が上がっている。 ・補助がなければ（法人の手出しのみでは）大規模修繕や建て替えは難しい。	【改正 障害（児）福祉計画に係る基本指針】 ○障害福祉人材の確保・定着 ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加	◎（仮称）青葉障害者福祉センターの設計の実施 ◎受入枠の状況及び将来的需要を考慮した生活介護事業所の新規整備に対する支援の検討 ◎老朽化が進む障害者支援施設等の改築・大規模修繕に対する整備促進の検討 ◎指定障害福祉サービス事業所等の増加に伴う不適切な届出や請求の増加を踏まえた指導監督の推進、集団指導による事業者の制度理解促進等
	③防災・減災等	○人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別計画作成の推進 ○事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発 ○災害時要援護者情報登録制度	・人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別計画については、本人や家族との日頃から関わり合いの多い支援者向けに災害に関する研修の中で周知の機会を確保できた。 ・災害時要援護者情報登録制度については、各種福祉サービス手続きに合わせた窓口での勧奨により、一定の制度周知が図られている。 ・令和3年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが、市町村における努力義務とされたことから、福祉部局と防災部局で連携体制を構築し、個別避難計画の作成を促進していく。	■アンケート調査結果 ・障害種別に依らず、福祉避難所および災害時要援護者情報登録制度の認知度が低いため、さらなる周知が必要。 ・災害が発生したときのために、あらかじめ近所の人やボランティアなどに避難の手伝いや介助をお願いすることについて、障害当事者よりも障害者の家族の方が「ぜひお願いしたい」と回答した方の割合が高い。 ■ヒアリング調査結果 ・災害時個別計画は、退院カンファレンス等で医師、看護師、保健師等の様々な専門職の意見を落とし込んでいくことが大切。	【法・制度等】 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年度改正、令和3年度施行） ・災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年度改正・施行）	◎災害時個別計画作成に関する本人、家族及び支援者への周知 ◎事業継続計画策定（BCP）の普及・啓発 ◎災害時要援護者情報登録制度について、町内会・民生委員児童委員・地域包括支援センター・地区社会福祉協議会などの地域団体及び支援者との連携 ◎災害時要援護者個別避難計画策定に向けた対応
	④事業所支援・人 材支援	○障害福祉サービス従事者確保支援 ○各専門相談機関や相談支援事業所、障害者就労支援センター等による研修やセミナー等の実施	・障害理解啓発と障害福祉分野の人材確保に向けたWebを活用した広報を通じて、より多くの方に情報を発信することができた。 ・オンデマンド配信やWEB開催など、開催方法の工夫を行いながら、対象者のニーズを踏まえたテーマで研修を実施できた。	■ヒアリング調査結果 ・人材を育てることができれば理想的ではあるが、人員が逼迫している中でその余裕はない。 ■協議会委員意見 ・障害のある方が地域で安心した自分らしいを送るためには、質の高い地域での支援＝人材の確保が必要となるが、人材を確保するためには報酬も含め魅力的職場であるか、やりがいや自身の成長を感じられるか等を考慮しなければならない。		◎事業所の枠を超えた職員の交流等による人材確保定着支援の強化 ◎障害福祉サービスのイメージ向上

※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について、表中では「障害（児）福祉計画に係る基本指針」と記載しております。